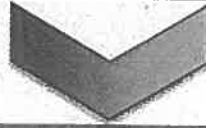


民事執行法の改正により入札時に  
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に  
該当しない旨の

## 陳述書

入札する日において発行後3か月以内の

## 住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

## 宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 3日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福 井 琢 眞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 6月 18日 午前 9時00分から 令和 8年 6月 25日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 1日 午前 9時30分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 9日 午前 11時00分 場 所 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月 2日 午前 9時20分から 令和 8年 7月 6日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 3日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

- |   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 1 | 所 在   | 中野区中野一丁目       |
|   | 地 番   | 9番46           |
|   | 地 目   | 宅地             |
|   | 地 積   | 76.90平方メートル    |
| 2 | 所 在   | 中野区中野一丁目       |
|   | 地 番   | 9番44           |
|   | 地 目   | 宅地             |
|   | 地 積   | 3.94平方メートル     |
|   | (現況)  |                |
|   | 地 目   | 公衆用道路          |
| 3 | 所 在   | 中野区中野一丁目9番地46  |
|   | 家屋 番号 | 9番46           |
|   | 種 類   | 居宅             |
|   | 構 造   | 木造スレート葺3階建     |
|   | 床 面 積 | 1階 39.33平方メートル |
|   |       | 2階 38.50平方メートル |
|   |       | 3階 28.98平方メートル |



## 物件明細書

令和 8年 5月11日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 福井 琢真

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

南側路地状部分につき、駐車場として使用されている。使用者の占有権原は、買受人に対抗できない。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

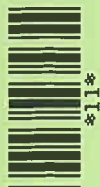
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。  
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



## 物 件 目 録

1. 所 在 中野区中野一丁目  
地 番 9番46  
地 目 宅地  
地 積 76.90平方メートル
  
2. 所 在 中野区中野一丁目  
地 番 9番44  
地 目 宅地  
地 積 3.94平方メートル  
(現況)  
地 目 公衆用道路
  
3. 所 在 中野区中野一丁目9番地46  
家屋 番号 9番46  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 39.33平方メートル  
2階 38.50平方メートル  
3階 28.98平方メートル



令和7年(ケ)第 557号  
令和8年 2月 4日 受理  
令和8年 4月21日 提出  
(評価人 曾我 一郎 )

# 現況調査報告書

東京地方裁判所  
執行官 岡 克吉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- |   |       |                |
|---|-------|----------------|
| 1 | 所 在   | 中野区中野一丁目       |
|   | 地 番   | 9番46           |
|   | 地 目   | 宅地             |
|   | 地 積   | 76.90平方メートル    |
| 2 | 所 在   | 中野区中野一丁目       |
|   | 地 番   | 9番44           |
|   | 地 目   | 宅地             |
|   | 地 積   | 3.94平方メートル     |
| 3 | 所 在   | 中野区中野一丁目9番地46  |
|   | 家屋 番号 | 9番46           |
|   | 種 類   | 居宅             |
|   | 構 造   | 木造スレート葺3階建     |
|   | 床 面 積 | 1階 39.33平方メートル |
|   |       | 2階 38.50平方メートル |
|   |       | 3階 28.98平方メートル |

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	中野区中野1丁目14番17号
<b>土地</b>	物件1、2
現況地目	■宅地(物件1) ■公衆用道路(物件2) □(物件 )
形状	□公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■所有者 □その他の者 上記の者が上記物件1土地に下記建物を所有し、占有している。  □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	
<b>建物</b>	物件3
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 居宅(宿泊施設として使用) として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある [ 地方裁判所 支部 平成 年( ) 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	□建物図面(各階平面図)のとおり ■土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<p>A (所有者)</p>	<p>1 本件建物は、私が短期滞在を目的とした宿泊施設として使用しています。</p> <p>2 当初は、本件建物をオールユニバース株式会社に賃貸し、同社がユー・アイホーム株式会社に管理を委託して宿泊施設を運営していましたが、令和6年頃にオールユニバース株式会社との賃貸借契約を解除し、ユー・アイホーム株式会社と直接管理委託契約を締結しています。</p> <p>3 物件1土地南側路地状部分は、私が駐車場として第三者に賃貸しています。</p> <p style="text-align: right;">(令和8年2月24日電話聴取) (令和8年4月7日電話聴取)</p>
<p>オールユニバース株式会社担当者(元賃借人会社担当者)</p>	<p>1 弊社は、本件建物を所有者から賃借し、ユー・アイホーム株式会社に管理を委託して宿泊施設を運営していましたが、令和6年頃に賃貸借契約を解除しており、現在、本件建物には関与していません。</p> <p style="text-align: right;">(令和8年4月2日電話聴取)</p>
<p>ユー・アイホーム株式会社担当者(本件建物管理会社担当者)</p>	<p>1 弊社は、所有者から委託を受け、本件建物を宿泊施設として運営管理しています。</p> <p>2 当初は、オールユニバース株式会社との間で管理委託契約を締結していましたが、令和6年頃に所有者とオールユニバース株式会社との賃貸借契約が解除され、弊社が直接所有者との間で管理委託契約を締結して運営管理を行うようになりました。</p> <p style="text-align: right;">(令和8年4月6日電話聴取)</p>

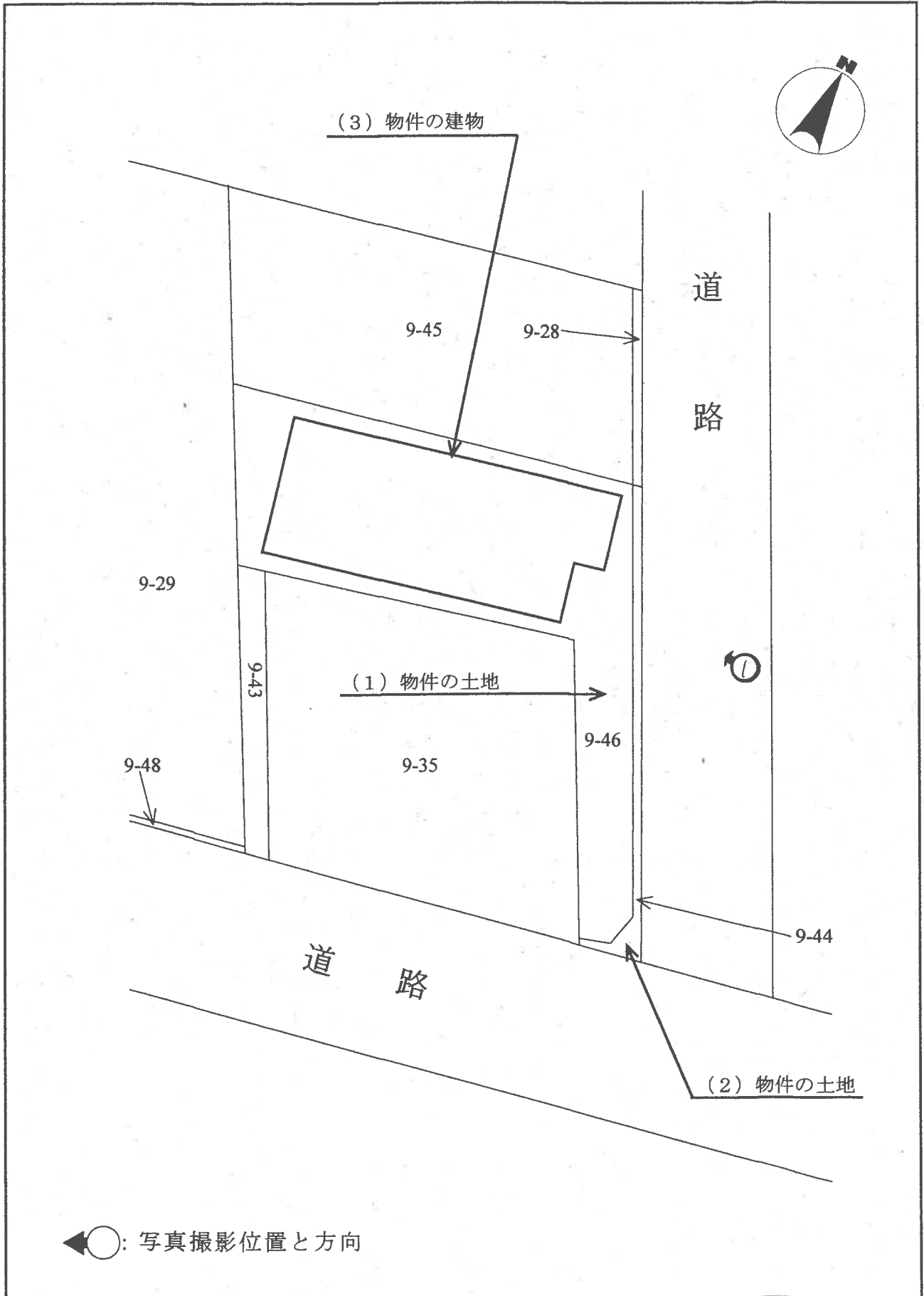
## 執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件3建物は、表札に「A」の表示がされており、玄関外部付近にキィボックスが設置されている。  
室内には、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、ベッド、テーブル等の家具類が存在するが、衣類や生活用品はほとんどなく、玄関内には靴等が見当たらず、郵便物、書類等の占有者を特定する徴表は存在しなかった。  
また、各部屋にはベッドが複数設置されており、それぞれ衣類や生活用品等が入ったスーツケース等が複数確認できた。  
以上の点から、物件3建物は、不特定多数が短期滞在を目的として使用しているものと思われる。
- 3 関係人の陳述、提出された回答書の内容及び水道供給契約等に関する照会結果並びに上記現場の状況等を勘案し、物件3建物は、所有者がユー・アイホーム株式会社に管理を委託し、同社が短期滞在を目的とした宿泊施設として運営管理を行っていると考えられる。
- 4 関係人の陳述及び提出された回答書の内容及び現場の状況によれば、物件1土地南側路地状部分を所有者が駐車場として第三者に賃貸している。
- 5 物件3建物の占有状況は、関係人の陳述、提出された回答書等の内容及び水道供給契約等に関する照会結果並びに現場の状況から、2枚目記載のとおり報告する。

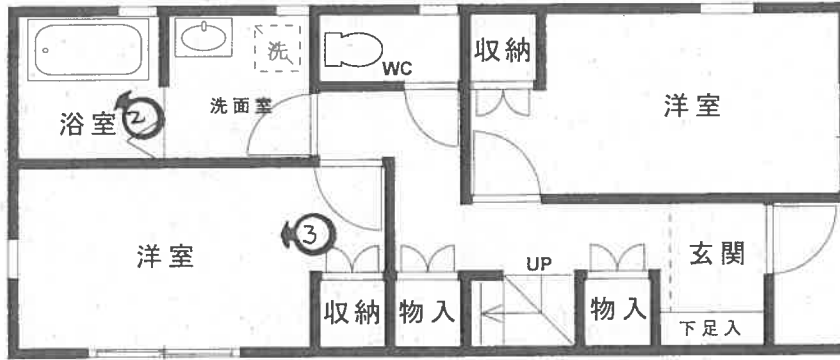
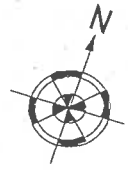
以上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月6日 : - :	当庁 (郵便)	■所有者に対し 照会書送付
令和8年2月6日 11:20-11:50	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 □図面作成
令和8年2月17日 13:00-13:20	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人を同行
令和8年2月18日 : - :	当庁 (郵便)	■水道供給契約等に関する照会
令和8年2月24日 : - :	当庁 (電話)	■所有者に 電話聴取
令和8年2月26日 : - :	当庁 (郵便)	■オールユニバース株式会社に対し 照会書送付
令和8年4月2日 : - :	当庁 (電話)	■オールユニバース株式会社担当者に 電話聴取
令和8年4月6日 : - :	当庁 (電話・郵便)	■ユー・アイホーム株式会社担当者に 電話聴取 ■ユー・アイホーム株式会社に対し 照会書送付
令和8年4月7日 : - :	当庁 (電話・郵便)	■所有者に 電話聴取 ■所有者に対し 照会書送付
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p>■ 令和8年2月17日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 B を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 (写真 4点添付)</p>		

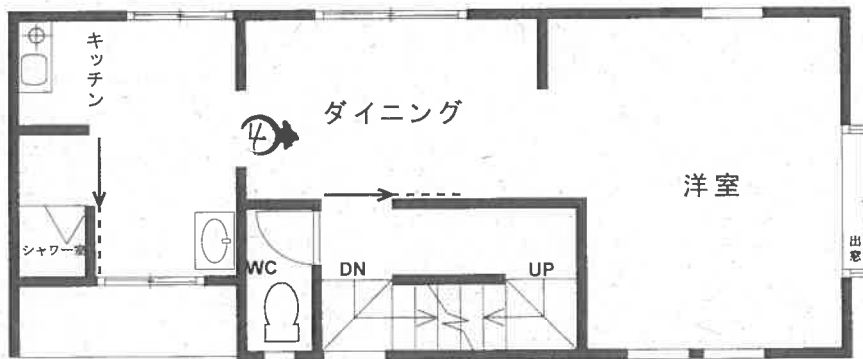
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 5 枚目)



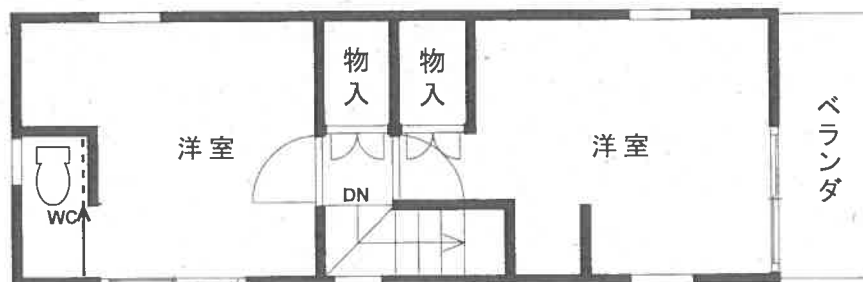
◀○: 写真撮影位置と方向



1F



2F



3F

←○写真撮影位置と方向

物件3の建物

1



2



3



4



令和7年(ケ)第557号  
令和8年2月17日 現地調査  
令和8年4月22日 評価

東京地方裁判所 御中

## 評 価 書

評価人 曾 我 一 郎

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 50,990,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 14,580,000円
物件2 (土地)	金 140,000円
物件3 (建物)	金 36,270,000円

- 1 一括価格は、物件1乃至3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1		次頁物件目録記載のとおり	
2		次頁物件目録記載のとおり	地目：公衆用道路
3		次頁物件目録記載のとおり	住居表示：中野区中野1-14-17
番号	特記事項		
	なし		

\* 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 中野区中野一丁目  
地 番 9番46  
地 目 宅地  
地 積 76.90平方メートル
  
- 2 所 在 中野区中野一丁目  
地 番 9番44  
地 目 宅地  
地 積 3.94平方メートル
  
- 3 所 在 中野区中野一丁目9番地46  
家屋 番号 9番46  
種 類 居宅  
構 造 木造スレート葺3階建  
床 面 積 1階 39.33平方メートル  
2階 38.50平方メートル  
3階 28.98平方メートル

## 第4 目的物件の位置・環境等

### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	都営地下鉄大江戸線「東中野」駅より南西方道路距離約650m（徒歩約9分）、中野区中野一丁目14番街区に位置する。（附属資料「位置図」参照）	
付近の状況	鉄道軌道至近の区道沿いに、低層一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80% 300% 準防火地域 新たな防火規制区域 第二種高度地区 日影規制区域 宅地造成等工事規制区域 東京都景観計画区域（一般地域）
画地条件	地積形状 間口・奥行 地勢 その他	76.90㎡（南側駐車場部分を含めた宅地部分の地積） 不整形 建物敷地部分の間口約5m・奥行約12m ほぼ平坦（駐車場部分はやや傾斜している） 特になし
接面道路の状況等	北東側幅員約3.7m（一部約4m）区道（建築基準法第42条2項，一部建築基準法第42条1項1号）に接している。なお，一部は南側幅員約3.7m区道（建築基準法第42条2項）に接している。	
土地の利用状況等	物件3の建物敷地及び駐車場として利用されている。建物の配置は，附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり 前面道路に取り出し口あり あり ※ 敷地内までの引き込みを基準に，引き込みがある場合を「あり」，無い場合を「なし」とした。
特記事項	中野区水害ハザードマップに浸水想定の記事がある。 南側路地状部分は所有者が駐車場として第三者に賃貸している。	

## 2 公衆用道路の概況・利用状況等（物件2）

画地条件 (規模・形状等)	規模 形状	3.94㎡ 不整形
土地利用状況等	物件2は、物件1が北東側と南側で接しているアスファルト舗装された区道交差部分の隅切り部分として、舗装された公衆用道路の用に供されている。	

## 3 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経過年数 経済的残存耐用年数	平成11年11月1日新築 約26年 約4年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造スレート葺3階建 タイル貼, 吹付タイル等 ビニールクロス貼等 ビニールクロス貼等 フローリング等 キッチン, 浴室, トイレ, シャワー室等
床 面 積	1階39.33㎡, 2階38.50㎡, 3階28.98㎡, 延床面積106.81㎡	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 5DK
品 等	概ね中級程度	
保守管理の状態	概ね普通であるが経年相応の劣化はある。壁紙の一部に汚れや壁紙亀裂も見られる。3階北東側壁紙にシミ等の汚れが見られた。	
建物の利用状況	所有者が短期滞在を目的とした宿泊施設として使用しており、管理はユー・アイホーム株式会社がおこなっている。	
特 記 事 項	3階はトップライト(天窗)がある。また屋根裏がないので天井の高さは一部高い。	

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) オ
	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別 格差 イ			
1	875,000	× 0.95	× 76.90	× 0.95	= 60,730,000

総額(円)については、1万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

地価公示地 中野-15

$$\begin{aligned}
 & \text{(公示価格等)} \quad \text{(時点修正)} \quad \text{(標準化補正)} \quad \text{(地域格差)} \quad \text{(規準価格)} \\
 & 1,070,000 \text{ 円/m}^2 \times 103/100 \times 100/100 \times 100/126 = 875,000 \text{ 円/m}^2 \\
 & \hspace{15em} \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

時点修正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：特になし

地域格差：地価公示地の所在地域は、対象地域と比較して地域要因等が優れている。

イ 個別格差：一部南側区道にも接している+5%、不整形-10%、地勢±0%、計-5% (0.95) と判断した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2 (公衆用道路)

物件 1 の標準画地価格を基準として、道路価値率を乗じて、道路価格を求めた。

物件 番号	更地価格		地積 (㎡) ウ	道路価値率 エ	道路価格 (円)
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
2	875,000	—	× 3.94	× 0.05	= 170,000

ア 標準画地価格：前記①アによる。

イ 個別格差：特になし

ウ 地積：登記数量による。

エ 道路価値率：道路価値率を5%と査定した。

③ 物件 3 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) エ
3	241,000	× 106.81	× 0.11	= 2,830,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

- ・経過年数約 26 年，経済的残存耐用年数約 4 年，観察減価率 20%
- ・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し，現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷ (経過年数 + 経済的残存耐用年数) × (1 - 観察減価率)

現価率 = 4 年 ÷ (26 年 + 4 年) × (1 - 0.2) = 0.11 (小数第 3 位を四捨五入)

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

### ① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合(注) イ		土地利用権等価格(円) ウ
1	60,730,000	× 0.70	法定地上権	= 42,510,000

(注) 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円)
1	(60,730,000)	- 42,510,000)			× 0.80	= 14,580,000
2	170,000				× 0.80	= 140,000
3	(2,830,000)	+ 42,510,000)			× 0.80	= 36,270,000
一括価格(合計)						50,990,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

地価公示価格（中野-15）

所 在：中野区東中野一丁目77番21

住居表示：東中野1-14-5

価 格：1,070,000円/㎡

位 置：JR中央本線「東中野」駅より道路距離約560m

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：317㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水道

接 面 街 路：南側幅員約5.4m区道に接する中間画地

用途指定等：第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率200%），  
準防火地域

地 域 の 概 要：中規模以上の一般住宅の多い住宅地域

## 第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

建物図面・各階平面図写（法務局備え付けのA3をA4へ縮小したもの）

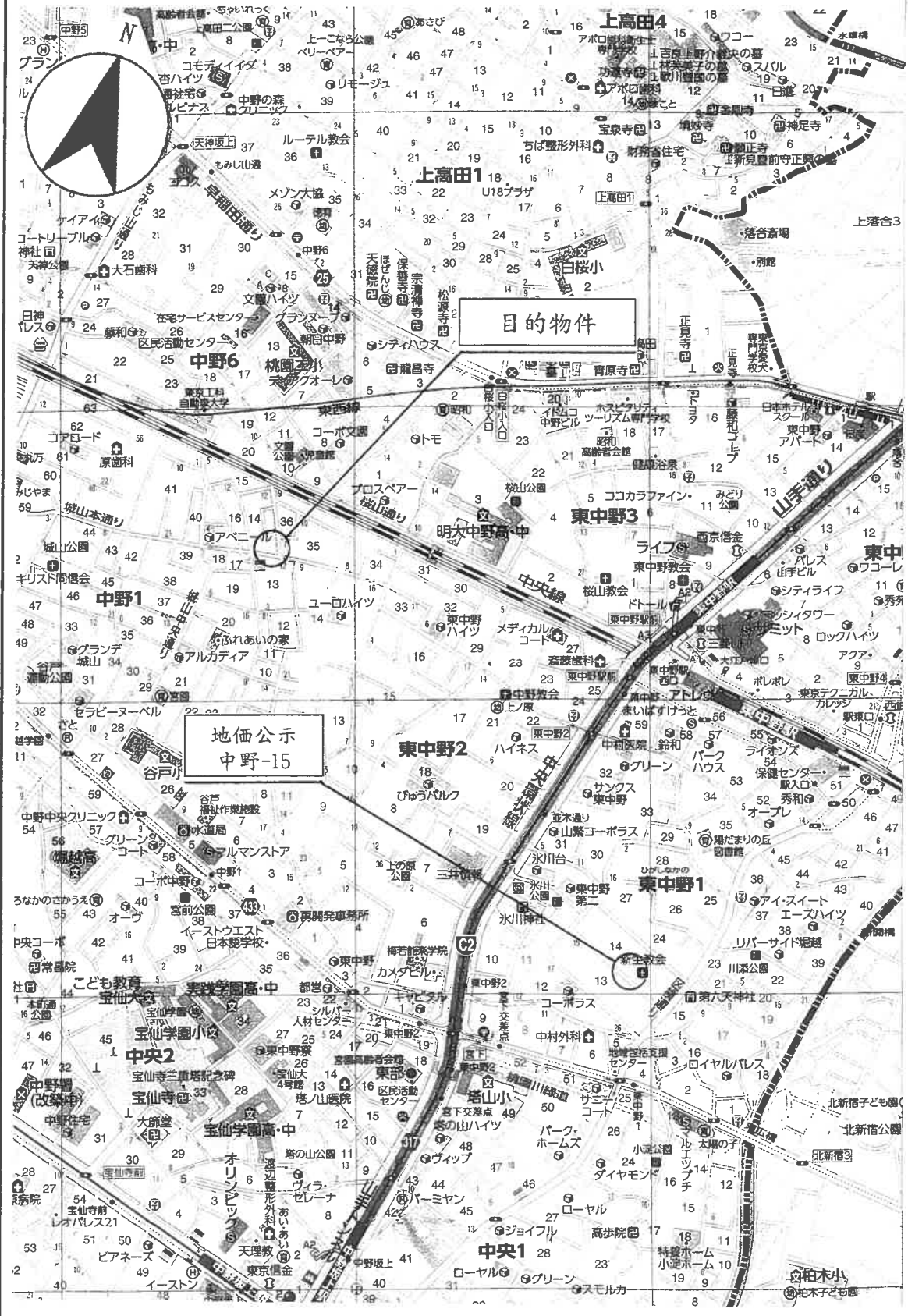
以 上

令和8年4月22日

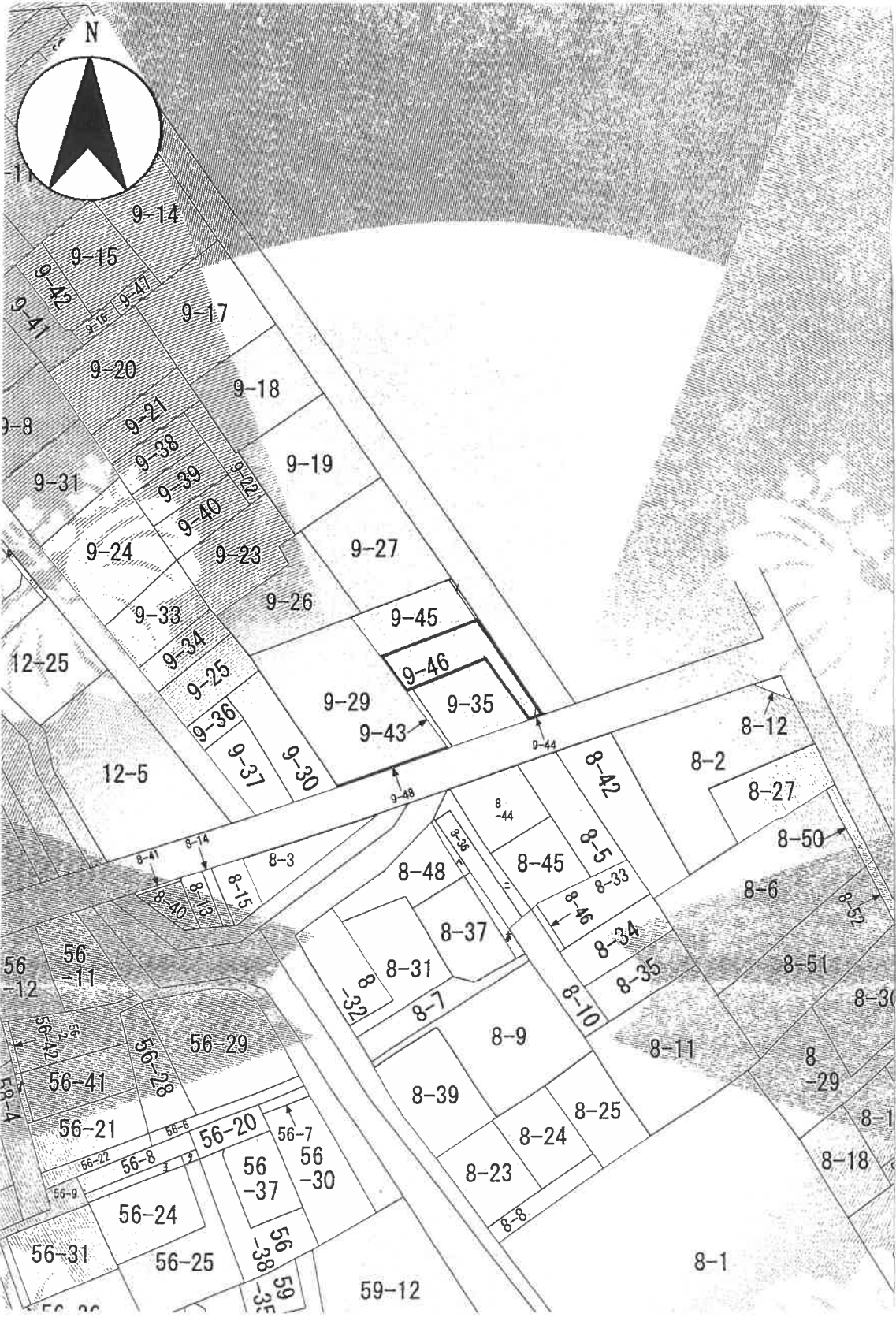
評価人 不動産鑑定士

曾 我 一 郎

# 位置図



公 图 写



登記年月日：平成11年7月26日

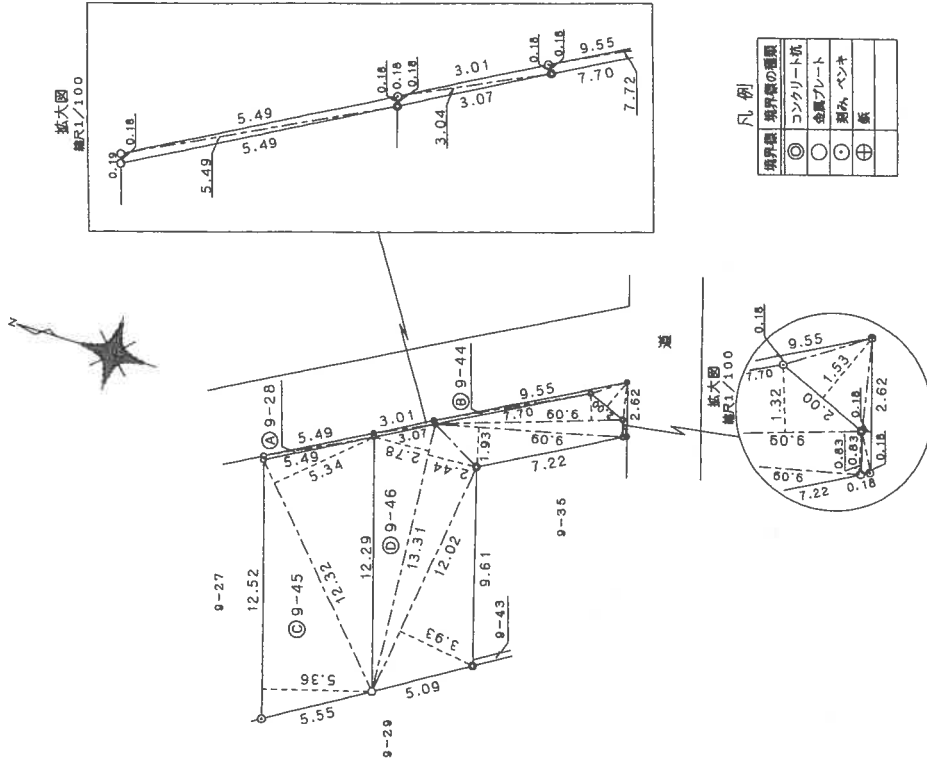
地積測量図

地番 9-28, -44, -45, -46

土地の所在 中野区中野一丁目

三斜求積表

地番	高さ	倍面積
<b>9-28</b>		
5.49	0.18	0.9882
5.49	0.18	0.9882
倍面積		1.9764
倍面積		0.98820
地積		0.98 m <sup>2</sup>
<b>9-44</b>		
3.07	0.18	0.5526
3.04	0.18	0.5472
7.72	0.18	1.3896
9.55	0.18	1.7190
2.00	1.53	3.0600
2.62	0.18	0.4716
0.83	0.18	0.1494
倍面積		7.8894
倍面積		3.94470
地積		3.94 m <sup>2</sup>
<b>9-45</b>		
12.52	5.36	67.1072
12.32	5.34	65.7868
倍面積		132.8960
倍面積		66.44800
地積		66.44 m <sup>2</sup>
<b>9-46</b>		
13.31	2.78	37.0018
13.31	2.44	32.4764
12.02	3.93	47.2386
9.09	1.93	17.5437
9.09	0.83	7.5447
9.09	1.32	11.9988
倍面積		153.8040
倍面積		76.90200
地積		76.90 m <sup>2</sup>



凡例

境界線	境界線の種類
◎	コンクリート杭
○	金属プレート
⊙	鋼み、ペンキ
⊕	旗

製作者

平成11年8月17日(作製)

申請人

290062

(東京土地家屋調査士会用紙)

縮尺 1/250

平成11年7月26日 登記

登記年月日：平成11年11月8日

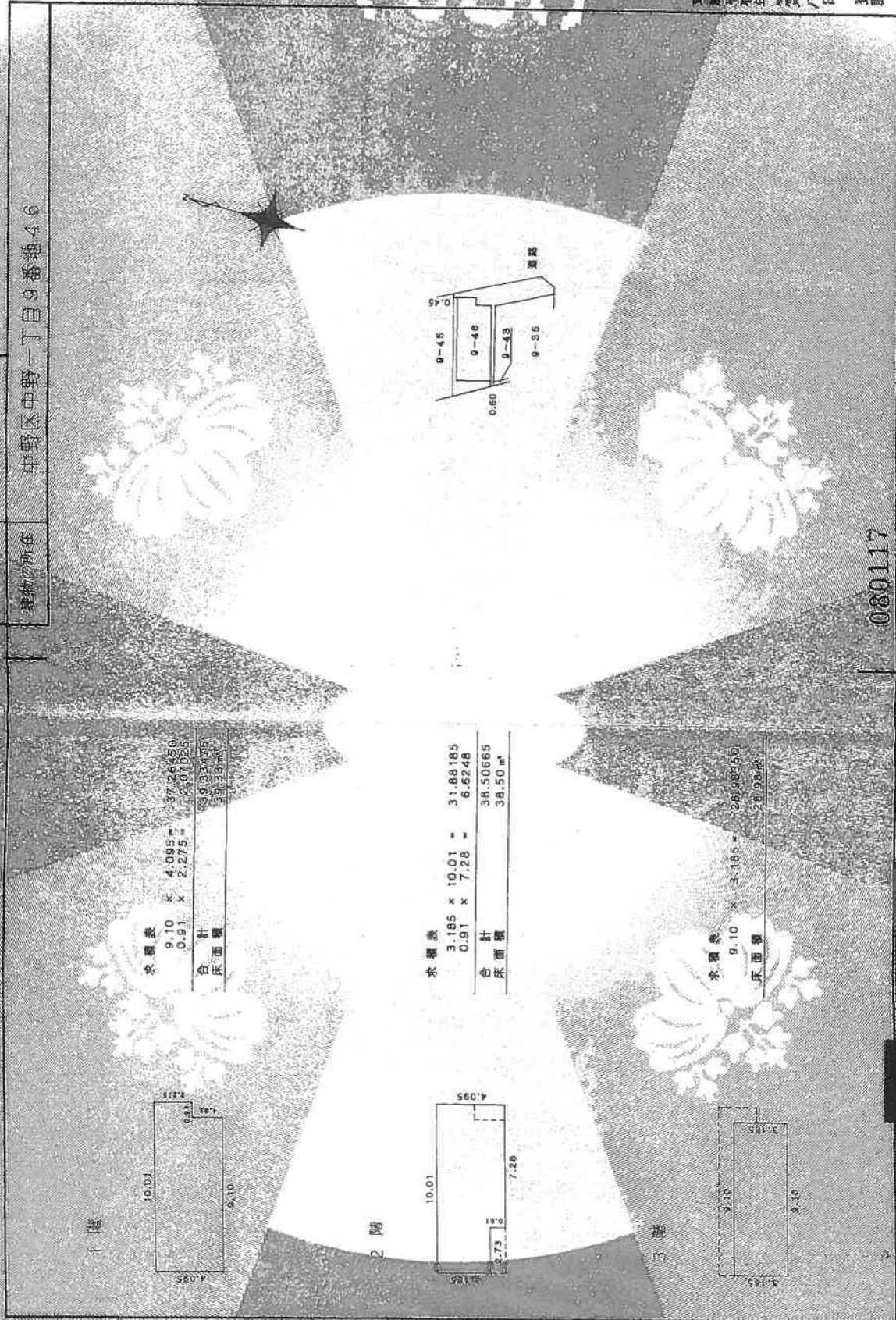
これは図面に記載されている内容と証明し、図面と異なる  
令和7年9月29日 東京芸術高等学校 建築部 建築課 建築課長 〇〇〇〇

各階平面図

9系46

家屋番号

建築物所在  
中野区中野一丁目9番地46



平成11年11月8日 登記

縮尺 1/500

申請人

080117

縮尺 1/250

平成11年11月8日 登記

作製者

(東京北地区建築調査士会印)